

令和2年度歯科技工士の人材確保対策事業 実施団体公募要領

1 総則

高齢化の進展に伴い、口腔機能の回復を図る観点から、補てつ物等を製作する歯科技工士の役割は重要となっている。一方、若手の歯科技工士の早期離職の増加等により、就業している歯科技工士のうち50歳以上の者が約半数を占めるなど、担い手の高齢化が生じていることから、歯科技工士の人材確保は喫緊の課題となっています。

そのため、厚生労働省では、歯科技工士の離職防止及び人材確保を目的とした研修を行う事業を実施することとしています。

ついては、本事業を実施する団体（以下「実施団体」という。）を選定するため、以下の要領で公募するものです。

なお、当公募は事業実施期間を十分確保するため、令和2年度予算案に基づき、予算成立前に公募を行っています。採択・執行に当たっては、国会での令和2年度予算成立が前提となりますので、今後、事業内容や実施時期等に変更があり得ることをご承知置き下さい。

2 目的

歯科技工士免許の取得後、歯科技工所に就職した者が、自ら製作した補てつ物等が歯科治療の中で調整・装着される過程等をイメージできない等の理由により、歯科医療専門職としてのやりがいを見いだせず、早期に離職するケースが多いことが指摘されています。そこで、本事業では、卒前教育では経験できないより歯科臨床を身近に感じ、臨床に即した知識・技術を習得することができる研修を実施し、歯科技工士の人材確保を図ることを目的としています。

3 事業内容

この事業内容は、以下に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 歯科技工士技術修練部門初度整備・運営事業

1) 技術修練部門の整備・運営及び技術修練の実施

歯科技工士が、臨床に即した知識・技術を習得することができる研修を実施する際の技術修練等を行う教育機関（歯科技工士学校養成所等）等に対して技術修練部門の設備整備及び運営に係る費用を支援する。技術修練を行う教育機関等においては、専任の研修指導者を1名以上配置するとともに、その他受入調整等を行うスタッフを必要に応じ配置する等、体制を整備すること。

また、技術修練を行う場所は、土日祝日等の休日や夏期休暇等の長期間休暇の間も受講者の希望に応じ利用できる施設であることが望ましい。

2) 歯科技工士実地研修

技術修練の実施に際しては、医療機関における歯科治療（補てつ治療等）の見学を含むものとし、実際の患者において歯科技工物の製作と当該歯科技工物の製作に関わる歯科治療の一連の過程が理解できるような実地研修を実施すること。また、そのために必要な医療機関や歯科技工所等の関係施設との受入調整や研修指導を行うこと。

(2) 運営協議会の設置・研修プログラム作成・事業評価

(1) の事業の実施に際し、定期的に運営協議会を開催すること。運営協議会において、最初に歯科技工士の離職防止等に資する研修の実施に必要な研修プログラムの作成を行うこと。また、技術修練を実施することにより、歯科技工士の離職防止につながった効果を測定し事業評価も行うこと。運営協議会の委員には、歯科医師の職能団体を代表する有識者、歯科技工士の職能団体を代表する有識者、全国歯科技工士教育協議会を代表する有識者をそれぞれ1～2名程度含むこととする。

4 事業に係る補助金の交付について

本事業に係る補助金の交付については、事業の実施に必要な経費（職員基本給、職員諸手当、諸謝金、旅費、備品費（借料及び損料でも可）、消耗品費、印刷製本費、会議費、通信運搬費、社会保険料、雑役務費、委託費）に限ります。

（補助率）定額

（基準額）15,116,000円（上限額）

5 事業期間

厚生労働省において事業の採択を決定した日から令和3年3月31日（水）

6 応募に関する諸条件

実施団体選定に係る公募に応募する者は、次の条件を全て満たす団体（以下「応募団体という。）であること

- (1) 本事業を的確に遂行するに足る組織、人員等を有していること
- (2) 本事業の実施に当たって、歯科医療及び歯科技工士養成に関わる関係団体の協力を得ることができること
- (3) 本事業の実施に係る会計処理等の事務処理を適切に行う能力を有すること
- (4) 本事業を実施する上で必要な経営基盤を有し、資金等の管理能力を有すること
- (5) 日本に拠点を有していること
- (6) 厚生労働省から補助金交付等の停止、又は指名競争入札において指名停止を受けている期間でないこと
- (7) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること
- (8) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める参加資格として、別紙-1に掲げる競争参加適合条件を満たすこと

7 応募方法等

(1) 企画書等の提出書類

「歯科技工士の人材確保対策事業企画書」（別紙-2）、「歯科技工士の人材確保対策事業に必要な経費内訳書」（別紙-3）等を作成し、7(2)に示す応募方法により提出してください。

(2) 応募方法

提出期限及び提出先（問い合わせ先）は以下の通り。

① 提出期間

令和2年3月18日（水）から令和2年4月1日（水）（必着）

② 提出先及び問い合わせ先

(提出先)

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省医政局歯科保健課総務係 宛

※ 封筒の宛名面に「歯科技工士の人材確保対策事業企画書在中」と朱書きにより明記してください。

※ 応募書類は、原則として郵送又は宅配便により提出してください。郵送の場合、簡易書留等、配達証明可能な方法をとってください。

(問い合わせ先)

厚生労働省医政局歯科保健課総務係

電話 03-5253-1111 (内線 2583)

FAX 03-3595-8687

※ 問い合わせは、平日(月曜日～金曜日)午前9時30分～午後5時00分(正午から午後1時迄を除く。)とします。

③ 提出書類及び部数

ア 本事業に係る企画書	10部
イ 経費内訳書(別紙-3)	10部
ウ 団体経歴(概要)、定款等、応募団体の活動が分かる資料	1部
エ 支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に 該当しない旨の誓約書(別紙-4)	1部
オ 保険料納付に係る申立書(別紙-5)	1部

8 応募団体の評価について

- (1) 「歯科技工士の人材確保対策事業に係る企画書の評価について」及び「歯科技工士の人材確保対策事業に係る企画書の採点表」に基づき、提出された企画書等について評価を行い、業務の目的に最も合致し、かつ最も評価の高い企画書等を提出した一者を選定し、候補者とします。
- (2) 企画書等の評価を行うために応募団体からヒアリングを行うことがありますので、その際は厚生労働省の指定した日時・場所にご出席下さい。ご出席いただけない場合、当該者の企画書等を無効とします。
- (3) 企画書等を提出した者が、7(2)③エの誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の企画書等を無効とします。
- (4) 評価結果は、企画書等の提出した応募団体に遅滞なく通知します。
なお、評価に関する経過、内容等に係る問い合わせには応じられません。また提出された企画書等の資料は返却しませんので、その旨、ご了承ください。

競争参加適合条件

本企画競争に参加しようとする者のうち、次に掲げる制度が適用される者にあつては、この公募の提出期限の直近 2 年間（⑤及び⑥については 2 保険年度）の保険料の滞納がないこと。

- ①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
- ③船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険

※ 各保険料のうち⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。

歯科技工士の人材確保対策事業

企画書

商号又名称 ○○○○ 印

代表者名 ○○○○

住所又は所在地 ○○県○○市

連絡先 所 属
役 職
氏 名
所在地

TEL △△-△△△△-△△△△ (代表) 内線△△△△

FAX △△-△△△△-△△△△

e-mail ****@*****

1. 事業の実施体制

(1) 事業実施目的

事業実施についてその目的を記載してください。

(2) 団体組織図 (別添で組織図等の添付でも可)

事業実施について団体内のどの部署が担当するのかについて記載し、本事業の経理事務等を行う経理部門についても記載してください。

(3) 実施体制 (別添で体制図等の添付でも可)

本事業を実施する体制について、実施人員や業務分担など簡潔に記載してください。なお、本事業を専任で行う者はその旨、本事業以外の業務を兼務する者はその従事割合が分かるように記載してください。

(4) 事業実施における関係団体との協力体制

本事業の実施における関係団体との協力体制について記載してください。

2. 事業内容

(1) 事業内容

事業内容を簡潔に記載してください。

(2) 技術修練部門の整備・運営及び技術修練の実施等

技術修練部門の設備整備内容及び運営体制や広報活動について記載してください。

(3) 歯科技工士実地研修等

実地研修に必要な医療機関や歯科技工所等の関係施設との受入調整や研修指導を行う体制について記載してください。

(4) 運営協議会の設置・研修プログラム作成・事業評価等

運営協議会の体制図や研修プログラムの作成・事業評価等について簡潔に記載してください。

3. 事業計画

事業の実施計画について簡潔に記載してください。(いつまでに何をどのように実施するのか分かるようにしてください。)

4. 過去の実績等

類似の事業の経験や実績等について、あれば簡潔に記載してください。

歯科技工士の人材確保対策事業に必要な経費内訳書

区 分	支出予定額			備 考
	員 数	単 価	金 額	
職員基本給		円	円	
職員諸手当				
諸謝金				
旅費				
備品費				
消耗品費				
印刷製本費				
借料及び損料（会場借料）				
会議費				
社会保険料				
雑役務費				
委託費				
合 計				

誓 約 書

当社は、下記１及び２のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

１ 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

２ 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

年 月 日
住所又は所在地
商号又名称
代表者名

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

保険料納付に係る申立書

当社は、直近２年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近２保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

年 月 日

住所又は所在地

商号又名称

代表者名

印

厚生労働省医政局長 殿